

◎貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

(令和七年六月一日法律第六一号) (衆)

一、提案理由 (令和七年五月二七日・衆議院本会議)

○井上貴博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案は、トラック事業の許可に係る更新制等の実現に向けて必要な体制の整備等を推進するため、その基本となる事項を定めようとするものであります。その主な内容は、

第一に、基本方針として、独立行政法人に、許可の更新事務及びトラック事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務を行わせることとし、これらの業務を実施するため、更新手数料のほか、必要な財源措置について検討すること、

第二に、政府は、基本方針に基づく施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置等について、本法律の施行後三年以内を目途として講じなければならないこと、

第三に、政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置すること
などであります。

両案は、去る二十三日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告 (令和七年六月四日)

○小西洋之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、財源確保等に係る基本方針等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。